

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第五号

### 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年広島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百四分の八十七」を「百四分の八十三・七」に改める。

### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。